

事務総局会議（第28回）議事録

日時	平成28年9月27日（火）午前10時00分～午前11時52分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、氏本秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	刑事訴訟規則及び不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則について 平木刑事局長説明（別紙）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏本 厚	

(別紙)

事務総局会議資料
(9月27日開催)

(平成28.9.27刑二印)

刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則の議決について

<配付資料目録>

- 1 刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則制定理由
- 3 刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(配付資料2)

理 由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）のうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴い、刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の規定の整備をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

新

旧

目次

第一編　（略）

第二編　（略）

第一章～第二章　（略）

第三章　（略）

第一節　（略）

目次

第一編　（同上）

第二編　（同上）

第一章～第二章　（同上）

第三章　（同上）

第一節　（同上）

第二節 (略)

第一款 (略)

第一回 通則 (第二百十七条の二—第二

百十七条の十九)

第二回 争点及び証拠の整理 (第二百十

七条の二十一—第二百十七条の二

十五)

第三回 証拠開示に関する裁定 (第二百

十七条の二十六—第二百十七条

の二十八)

第一款 期日間整理手続 (第二百十七条の

二十九)

第三款 公判手続の特例 (第二百十七条の

第一節 (同上)

第一款 (同上)

第一回 通則 (第二百十七条の二—第二

百十七条の十八)

第二回 争点及び証拠の整理 (第二百十

七条の十九—第二百十七条の二

十三)

第三回 証拠開示に関する裁定 (第二百

十七条の二十四—第二百十七条

の二十六)

第二款 期日間整理手続 (第二百十七条の

二十七)

第三款 公判手続の特例 (第二百十七条の

三十—第二百十七条の三十二)

二十八—第二百十七条の三十一)

第三節 被害者参加（第二百十七条の三十四）

第三節 被害者参加（第二百十七条の三十二）

—第二百十七条の四十）

—第二百十七条の三十八）

第四節（略）

第四節（同上）

第四章（略）

第四章（同上）

第一節（略）

第一節（同上）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第二

百二十二条の十四—第二百二十二条

の二十一）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第二

百二十二条の十四—第二百二十二条

の二十一）

第三編～第八編（略）

第三編～第八編（同上）

附則

（裁判の宣告）

（裁判の宣告）

第三十五条（略）

第三十五条（同上）

2・3 (略)

4 法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合

における第二項の規定による判決の宣告についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 裁判所法(昭和二十一年法律第五十九号)第

六十九条第二項の規定により他の場所で法廷を開いたときは、その場所

2・3 (同上)

(新設)

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (同上)

三 裁判所法第六十九条第二項の規定により他の場所で法廷を開いたときは、その場所

四〇二二 (略)

十三 法第二百九十一條第四項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四〇四十四 (略)

四五 法第二百九十九條の五第一項の規定による裁定に関する事項

四十六・四十七 (略)

四十八 法第三百五十条の八第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一條第四項

の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

四〇二二 (同上)

十三 法第二百九十一條第三項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四〇四十四 (同上)

(新設)

四五・四十六 (同上)

(新設)

四十九 法第三百五十条の十一第一項第一号、第

(新設)

二号又は第四号に該当すること（同号について
は、被告人が起訴状に記載された訴因について
有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に
異なる供述をしたことにより同号に該当する
場合に限る。）となつたことを理由として法第
三百五十条の八の決定を取り消したときは、そ

の旨

2

（略）

（召喚の猶予期間・法第一百四十三条の二）

第一百一条 証人に対する召喚状の送達と出頭との
間には、少なくとも二十四時間の猶予を置かなければ
ならぬ。ただし、急速を要する場合は、こ

2

（同上）

（召喚の猶予期間）

第一百一条 証人に対する召喚状の送達と出頭との
間には、少くとも二十四時間の猶予を置かなければ
ならぬ。ただし、急速を要する場合は、この限

の限りでない。

(証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合
等)

第一百七十八条の七 第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、訴訟関係人が、相手方に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与える場合には、なるべく早い時期に、その機会を与えるようしなければならない。法第二百九十九条の四第二項の規定により、被告人又は弁護人に對し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機会を与える場合も同様とす

りでない。

(証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合)

第一百七十八条の七 第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、訴訟関係人が、相手方に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合には、なるべく早い時期に、その機会を与えるようしなければならない。

る。

(証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知

・法第二百九十九条の四)

第一百七十八条の八 法第二百九十九条の四第五項の規定による通知は、書面でしなければならない。

2) 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 檢察官がとつた法第二百九十九条の四第一項

から第四項までの規定による措置に係る者の氏

名又は住居

二 檢察官がとつた措置が法第二百九十九条の四

第一項又は第三項の規定によるものであるとき

は、弁護人に對し付した条件又は指定した時期

(新設)

若しくは方法

三 檢察官がとつた措置が法第二百九十九条の四

第二項又は第四項の規定によるものであるときは、被告人又は弁護人に対し知る機会を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先

四 檢察官が証拠書類又は証拠物について法第二

百九十九条の四第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、当該証拠書類又は証拠物

を識別するに足りる事項

(証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五)

第一百七十八条の九 法第二百九十九条の五第一項の

規定による裁定の請求は、書面を差し出してこれ

(新設)

をしなければならない。

2) 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、

速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3) 裁判所は、第一項の規定にかかるらず、公判期

日においては、同項の請求を口頭ですることを許すことができる。

(証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六)

第一百七十八条の十 裁判所は、法第二百九十九条の

六第二項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第二項若しくは第四項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若し

(新設)

くは記録されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

2) 裁判所は、法第二百九十九条の六第三項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対

し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

(公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限)

第一百七十九条の十一 裁判所は、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第一百二十六条

(新設)

(第一百三十五条及び第一百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) 第一項の尋問調書を第二百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2

裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

(証拠決定された証人等の氏名等の通知)

第一百七十八条の十二 裁判所は、法第二百九十九条の四第一項又は法第二百九十九条の五第二項の規

(新設)

定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十二条第二項の規定にかかわらず、その氏名を検察官及び弁護人に通知する。

2 裁判所は、法第二百九十九条の四第二項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百九十二条第二項の規定にかかわらず、その氏名に代わる呼称を訴訟関係人に通知する。

(第一回公判期日における在廷証人)

第一百七十八条の十三 (略)

第一百七十八条の八 (同上)

(第一回公判期日における在廷証人)

(検察官、弁護人の準備の進行に関する問合せ等)

第一百七十八条の十四 (略)

(検察官、弁護人との事前の打合せ)

第一百七十八条の十五 (略)

(還付等に関する規定の活用)

第一百七十八条の十六 (略)

(公開の法廷で明らかにされる可能性があると思

料する事項の告知・法第二百九十条の三)

第一百九十六条の六 検察官及び被告人又は弁護人は、

法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合に

おいて、事件の性質、審理の状況その他の事情を

考慮して、証人等特定事項のうち証人等の氏名及

び住所以外に公開の法廷で明らかにされる可能性

(検察官、弁護人の準備の進行に関する問合せ等)

第一百七十八条の九 (同上)

(検察官、弁護人との事前の打合せ)

第一百七十八条の十 (同上)

(還付等に関する規定の活用)

第一百七十八条の十一 (同上)

(新設)

があると思料する事項があるときは、裁判所及び相手方又はその弁護人にこれを告げるものとする。

(呼称の定め・法第二百九十条の三)

第一百九十六条の七 裁判所は、法第二百九十条の三

第一項の決定をした場合において、必要があると

認めるときは、証人等の氏名その他の証人等特定

事項に係る名称に代わる呼称を定めることができ

る。

(決定の告知・法第二百九十一条の三)

第一百九十六条の八 裁判所は、法第二百九十一条の三

第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決

定を取り消す決定をしたときは、公判期日におい

てこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴

(新設)

(新設)

訟関係人に通知しなければならない。同条第一項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

2) 裁判所は、法第二百九十条の三第一項の決定又は同条第二項の規定により当該決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同条第一項の申出をした者に通知しなければならない。同項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

(簡易公判手続によるための処置・法第二百九十一条の二)

第一百九十七条の二 被告人が法第二百九十二条第四項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基

第一百九十七条の二 被告人が法第二百九十二条第三項の機会に公訴事実を認める旨の陳述をした場合には、裁判長は、被告人に対し簡易公判手続の趣旨を説明し、被告人の陳述がその自由な意思に基

づくかどうか及び法第二百九十二条に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならぬ。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

(訴因、罰条の追加、撤回、変更・法第三百十二
条)

第二百九条 (略)

255 (略)

6 法第二百九十条の二第一項の決定があつた場合

における第四項の規定による書面の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項

中「被害者特定事項」とあるのは「証人等特定事

づくかどうか及び法第二百九十二条に定める有罪の陳述に当たるかどうかを確かめなければならぬ。ただし、裁判所が簡易公判手続によることができず又はこれによることが相当でないと認める事件については、この限りでない。

(訴因、罰条の追加、撤回、変更・法第三百十二
条)

第二百九条 (同上)

255 (同上)

(新設)

項」とする。

7|
(略)

(公判前整理手続に付する旨の決定等についての

意見の聴取・法第三百十六条の二)

第二百十七条の二 法第三百十六条の二第一項の決

(新設)

定又は同項の請求を却下する決定をするについて

は、あらかじめ、職権でこれをする場合には、検

察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求により

これをする場合には、相手方又はその弁護人の意

見を聽かなければならない。

(公判前整理手続に付する旨の決定等の送達・法

第三百十六条の一)

第二百十七条の四 法第三百十六条の二第一項の決

第二百十七条の三 公判前整理手続に付する旨の決

6|
(同上)

(公判前整理手続に付する旨の決定の送達・法第

三百十六条の二)

定及び同項の請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

定は、これを送達することを要しない。

(弁護人を必要とする旨の通知・法第三百十六条の四等)

第一百七十七条の五 (略)

(公判前整理手続期日の指定・法第三百十六条の六)

第一百七十七条の四 (同上)

(公判前整理手続期日の指定・法第三百十六条の六)

第一百七十七条の六 (略)

第一百七十七条の六 (略)

(公判前整理手続期日の変更の請求・法第三百十

六条の六)

第一百七十七条の五 (同上)

(公判前整理手続期日の変更の請求・法第三百十

六条の六)

第一百七十七条の七 (略)

第一百七十七条の六 (同上)

(公判前整理手続期日の変更についての意見の聴

取・法第三百十六条の六)

(公判前整理手續期日の変更についての意見の聴

取・法第三百十六条の六)

第二百十七条の八 (略)

(公判前整理手続期日の変更に関する命令の送達

・法第三百十六条の六)

第二百十七条の九 (略)

(公判前整理手続期日の不変更・法第三百十六条

の六)

第二百十七条の十 (略)

(被告人の公判前整理手続期日への出頭について

の通知・法第三百十六条の九)

第二百十七条の十一 (略)

(公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定

の送達・法第三百十六条の十一)

第二百十七条の十二 (略)

第二百十七条の七 (同上)

(公判前整理手続期日の変更に関する命令の送達

・法第三百十六条の六)

第二百十七条の八 (同上)

(公判前整理手続期日の不変更・法第三百十六条

の六)

第二百十七条の九 (同上)

(被告人の公判前整理手続期日への出頭について

の通知・法第三百十六条の九)

第二百十七条の十 (同上)

(公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定

の送達・法第三百十六条の十一)

第二百十七条の十一 (同上)

(公判前整理手続期日における決定等の告知)

第一百七条の十三 (略)

(決定の告知・法第三百十六条の五)

第一百七条の十四 (略)

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六

条の十二)

第一百七条の十五 公判前整理手続調書には、次

に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十五 (略)

第一百七条の二十三 第三項において準

用する法第一百九十九条の五 第一項の規定によ

る裁定に関する事項

十七・十八 (略)

(公判前整理手続期日における決定等の告知)

第一百七条の十二 (同上)

(決定の告知・法第三百十六条の五)

第一百七条の十三 (同上)

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六

条の十二)

第一百七条の十四 公判前整理手続調書には、次

に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十五 (同上)

(新設)

十六・十七 (同上)

2 (略)

(公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第三百十六条の十二)

第二百十七条の十六 (略)

(公判前整理手続調書の整理・法第三百十六条の

+一一)

第二百十七条の十七 (略)

(公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て

等・法第三百十六条の十二)

第二百十七条の十八 (略)

(公判前整理手続に付された場合の特例・法第三

百十六条の二)

第二百十七条の十九 法第三百十六条の二第一項の

2 (同上)

(公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第三百十六条の十二)

第二百十七条の十五 (同上)

(公判前整理手続調書の整理・法第三百十六条の

+一一)

第二百十七条の十六 (同上)

(公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て

等・法第三百十六条の十二)

第二百十七条の十七 (同上)

(公判前整理手続に付された場合の特例・法第三

百十六条の二)

第二百十七条の十八 公判前整理手続に付する旨の

決定があつた事件については、第百七十八条の六
第一項並びに第二項第二号及び第三号、第百七八
八条の七、第一百七十八条の十三並びに第百九十三
条の規定は、適用しない。

第二回 争点及び証拠の整理

(証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の
十三等)

第二百十七条の二十 (略)

(証明予定事実の明示における留意事項・法第三
百十六条の十三等)

第二百十七条の二十一 (略)

(期限の告知・法第三百十六条の十三等)

第二百十七条の二十二 (略)

決定があつた事件については、第百七十八条の六
第一項並びに第二項第二号及び第三号、第百七八
八条の七、第一百七十八条の八並びに第百九十三
条の規定は、適用しない。

第二回 争点及び証拠の整理

(証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の
十三等)

第二百十七条の十九 (同上)

(証明予定事実の明示における留意事項・法第三
百十六条の十三等)

第二百十七条の二十 (同上)

(期限の告知・法第三百十六条の十三等)

第二百十七条の二十一 (同上)

(期限の厳守・法第三百十六条の十三等)

第二百十七条の二十三 (略)

(期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の

十六等)

第二百十七条の二十四 (略)

(証人等の氏名及び住居の開示に関する措置に係る準用規定・法第三百十六条の二十三)

第二百十七条の二十三 (同上)

(期限の厳守・法第三百十六条の十三等)

第二百十七条の二十二 (同上)

(期限を守らない場合の措置・法第三百十六条の

十六等)

第二百十七条の二十三 (同上)

(新設)

第二百十七条の二十五 第百七十八条の八から第一百七十八条の十一までの規定は、検察官が法第三百十六条の二十三第一項から第四項までの規定による十九条の四第一項において準用する法第二百九十九条の二十三第二項について準用する。この場合に措置をとつた場合について準用する。この場合において、第二百七十八条の九第三項中「公判期日」

とあるのは「公判前整理手続期日」と読み替えるものとする。

第三目 証拠開示に関する裁定

(証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等)

第二百七条の二十六 檢察官は、法第三百十六条の十五第一項若しくは第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならない

第三目 証拠開示に関する裁定

(証拠不開示の理由の告知・法第三百十六条の十五等)

第二百七条の二十四 檢察官は、法第三百十六条の十五第一項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）又は第三百十六条の二十第一項（法第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があつた証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならな

なければならぬ。

(証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等)

第二百十七条の二十七 (略)

(証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六条の二十七)

第二百十七条の二十八 (略)

第二款 期日間整理手続

(準用規定)

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については、

前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるの

い。

(証拠開示に関する裁定の請求の方式・法第三百十六条の二十五等)

第二百十七条の二十六 (同上)

(証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六条の二十七)

第二百十七条の二十七 (同上)

第二款 期日間整理手続

(準用規定)

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については、

前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるの

は「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の十一までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七条の十六から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の一二十（見出しを含む。）、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四及び第二百十七条の二十六（これらの規定の見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含

は「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の十一までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五の見出し及び同条第一項第十六号イ、第二百十七条の十五から第二百十七条の十七までの見出し、第二百十七条の十九（見出しを含む。）、第二百十七条の二十の見出し、第二百十七条の二十一（見出しを含む。）、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四及び第二百十七条の二十六（これらの規定の見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含

を含む。) 中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百七十七条の二十五中「法第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百七十七条の十六中「第一回公判期日」とあるのは「期日において準用する法第三百十六条の二十三」と、と読み替えるものとする。

第二百七十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と読み替えるものとする。

第三款 公判手続の特例

(審理予定に従つた公判の審理の進行)

第二百七十七条の三十 (略)

(公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・

法第三百十六条の三十一)

第三款 公判手続の特例

(審理予定に従つた公判の審理の進行)

第二百七十七条の二十八 (同上)

(公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・

法第三百十六条の三十一)

第二百十七条の三十一 公判前整理手続又は期日間

整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならぬ。法第三百十六条の二第三項（法第三百六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

2 (略)

3 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法で

第二百十七条の二十九 公判前整理手續又は期日間

整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手續調書若しくは期日間整理手續調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならぬ。法第三百十六条の二第二項（法第三百六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

2 (同上)

3 法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手續調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法で

これを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

4) 法第三百十六条の二十八第二項

における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれをを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三

これを行うものとする。法第三百十六条の二第二項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

（新設）

十一

第二百十七条の三十二 (略)

(やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三

十一

第二百十七条の三十三 (略)

第三節 被害者参加

(被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法

第三百十六条の三十三)

第二百十七条の三十四 (略)

(委託の届出等・法第三百十六条の三十四等)

第二百十七条の三十五 (略)

(代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の

十一

第二百十七条の三十一 (同上)

(やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三

十一

第二百十七条の三十一 (同上)

第三節 被害者参加

(被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法

第三百十六条の三十三)

第二百十七条の三十一 (同上)

(委託の届出等・法第三百十六条の三十四等)

第二百十七条の三十三 (同上)

(代表者選定の求めの記録化・法第三百十六条の

三十四)

第一百七十七条の三十六 (略)

(選定された代表者の通知・法第三百十六条の三

十四)

第一百七十七条の三十七 (略)

(意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八)

第一百七十七条の三十八 (略)

(意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八)

第一百七十七条の三十九 (略)

(決定の告知・法第三百十六条の三十三等)

第一百七十七条の四十 (略)

(即決裁判手続の申立ての却下)

第一百二十二条の十四 裁判所は、即決裁判手続の

三十四)

第一百七十七条の三十四 (同上)

(選定された代表者の通知・法第三百十六条の三

十四)

第一百七十七条の三十五 (同上)

(意見陳述の時期・法第三百十六条の三十八)

第一百七十七条の三十六 (同上)

(意見陳述の時間・法第三百十六条の三十八)

第一百七十七条の三十七 (同上)

(決定の告知・法第三百十六条の三十三等)

第一百七十七条の三十八 (同上)

(即決裁判手續の申立ての却下)

第一百二十二条の十四 裁判所は、即決裁判手續の

申立てがあつた事件について、法第三百五十条の八各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一條第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 (略)

(即決裁判手続の申立てを却下する決定等をした場合の措置・法第三百五十条の八等)

第二百二十二条の十五 即決裁判手続の申立てを却下する裁判書には、その理由が法第三百五十条の八第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十二条第四項の手続に際し、被告人が起訴

申立てがあつた事件について、法第三百五十条の八各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一條第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 (同上)

(新設)

状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

- 2) 法第三百五十条の八の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なるた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

（弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の九）

第二百二十二条の十六 （略）

第二百二十二条の十五 （同上）

（弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の九）

(弁護人のない事件の処置・法第三百五十条の九)

第二百二十二条の十七 (略)

(公判期日の指定・法第三百五十条の七)

第二百二十二条の十八 (略)

(即決裁判手続による場合の特例)

第二百二十二条の十九 (略)

第二百二十二条の二十 (略)

第二百二十二条の二十一 (略)

(少年鑑別所への送致令状の記載要件・少年法第

四十四条)

第二百七十八条 少年法 (昭和二十三年法律第二百六
十八号) 第四十四条第二項の規定により発する令

状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑

(弁護人のない事件の処置・法第三百五十条の九)

第二百二十二条の十六 (同上)

(公判期日の指定・法第三百五十条の七)

第二百二十二条の十七 (同上)

(即決裁判手続による場合の特例)

第二百二十二条の十八 (同上)

第二百二十二条の十九 (同上)

第二百二十二条の二十 (同上)

第二百二十二条の二十一 (同上)

(少年鑑別所への送致令状の記載要件・少年法第

四十四条)

第二百七十八条 少年法 第四十四条第二項の規定に

より発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に

事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、
収容すべき少年鑑別所、有効期間及びその期間経
過後は執行に着手することができず令状はこれを
返還しなければならない旨並びに請求及び発付の
年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しな
ければならない。

2
(略)

定める事由、収容すべき少年鑑別所、有効期間及
びその期間経過後は執行に着手することができず
令状はこれを返還しなければならない旨並びに請
求及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに
記名押印しなければならない。

2
(同上)

第二条関係——不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）

新	旧
(營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行う手続)	(營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行う手續)
第七条 秘匿決定があつたときは、次に掲げる手続は、營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。	第七条 秘匿決定があつたときは、次に掲げる手續は、營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。
一 刑事訴訟規則第二百十七条の三十一第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書、期日間整理手続調書又は刑事訴訟法（昭和二十三	一 刑事訴訟規則第二百十七条の二十九第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書、期日間整理手続調書又は刑事訴訟法（昭和二十三

年法律第二百三十一号) 第三百十六条の二第三項
(同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。) に規定する書面の朗読又は要旨の告知

二・三 (略)

2

年法律第二百三十一号) 第三百十六条の二第二項
(同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。) に規定する書面の朗読又は要旨の告知

二・三 (同上)

2 (同上)

(公判期日外の被告人の供述を求める手続・法第

二十六条)

第八条 刑事訴訟規則第三十八条(第二項第二号及

び第四号から第九号まで並びに第七項を除く。)、

第四十条、第四十二条第一項本文、第五十二条の

二、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、第

五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条の

第八条 刑事訴訟規則第三十八条(第二項第二号及

び第四号から第九号まで並びに第七項を除く。)、

第四十条、第四十二条第一項本文、第五十二条の

二、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、第

五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条の

十五第一項、第五十二条の十六、第一百六条（第一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第八条、第一百九条、第一百十四条、第一百二十六条及び第一百七十八条の十一の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八 条第五項	被疑者又は弁護人	弁護人、共同被告	人又はその弁護人

十五第一項、第五十二条の十六、第一百六条（第一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第八条、第一百九条、第一百十四条及び第一百二十六条の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八 条第五項	被疑者又は弁護人	弁護人、共同被告	人又はその弁護人

2
3
(略)

項 及 び 第 二 項	一 第 一 項	八 条 の 十 百 七 十	(略)	
弁 護 人		被 告 人	(略)	(略)
その 弁 護 人		共 同 被 告 人	(略)	(略)

2
3
(同上)

	(新設)	(同上)	
(新設)	(新設)	(同上)	(同上)
(新設)	(新設)	(同上)	(同上)

附則第二条関係－犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）

新

（選定の請求の方式等・法第十一條等）

第九条（略）

254（略）

5 第一項の書面に弁護士に委託しようとする行為として刑事訴訟法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する行為が記載された場合であつて、法第十三条第一項の規定により裁判所が被害者参加弁

旧

（選定の請求の方式等・法第十一條等）

第九条（同上）

254（同上）

5 第一項の書面に弁護士に委託しようとする行為として刑事訴訟法第三百十六条の三十四及び第三百十六条の三十六から第三百十六条の三十八までに規定する行為が記載された場合であつて、法第十三条第一項の規定により裁判所が被害者参加弁

護士を選定したときは、その時に、当該行為について、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第二百十七条の三十五第一項の規定による届出があつたものとみなす。

護士を選定したときは、その時に、当該行為について、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第二百十七条の三十三第一項の規定による届出があつたものとみなす。

附則第三条関係－裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

（刑事訴訟規則の適用に関する特例）

第四十三条 法第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百六条第 一項	裁判官	裁判官又は裁判官及 び裁判員
--------------	-----	-------------------

旧

（刑事訴訟規則の適用に関する特例）

第四十三条 法第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百六条第 一項	裁判官	裁判官又は裁判官及 び裁判員
--------------	-----	-------------------

（略）	（略）
合議体の構成員	合議体の構成員である裁判官
（略）	（略）

（同上）	（同上）
合議体の構成員	合議体の構成員である裁判官
（同上）	（同上）

用する場合を含む。)	
(略)	(略)
(略)	(略)

(証人等の尋問調書)

第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会つた裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十六号の符号を記載するものとする。

254 (略)

(公判調書)

第四十六条 公判調書には、刑事訴訟規則第四十四

する場合を含む。)	
(同上)	(同上)
(同上)	(同上)

(証人等の尋問調書)

第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会つた裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十五号の符号を記載するものとする。

254 (同上)

(公判調書)

第四十六条 公判調書には、刑事訴訟規則第四十四

条（第一項第二十七号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 立ち会つた裁判員及び補充裁判員の第二十六条

第一項第十六号の符号

二・七 (略)

2 (略)

(鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手

続調書)

第四十七条 鑑定手続実施決定があつた場合には、

公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第二百十七条の十五に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

条（第一項第二十七号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 立ち会つた裁判員及び補充裁判員の第二十六条

第一項第十五号の符号

二・七 (同上)

2 (同上)

(鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手

続調書)

第四十七条 鑑定手続実施決定があつた場合には、

公判前整理手續調書には刑事訴訟規則第二百十七条の十四に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(意見陳述の時期等・法第七十七条)

第五十七条 (略)

2 (略)

一・二 (同上)

(意見陳述の時期等・法第七十七条)

第五十七条 (同上)

2 (同上)

3 法第七十七条第三項の規定による意見の陳述については、刑事訴訟規則第二百十七条の三十八及び第二百十七条の三十九の規定を準用する。

3 法第七十七条第三項の規定による意見の陳述については、刑事訴訟規則第二百十七条の三十六及び第二百十七条の三十七の規定を準用する。